

令和4年11月14日

後援会会員各位

都城工業高等専門学校後援会
会長 那須肇

令和5年度後援会会長候補者の募集について（お知らせ）

拝啓 紅葉の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、後援会活動につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

『後援会会長の立候補に関する内規の制定について』（平成30年6月2日制定）に従って、令和5年度後援会会長に立候補される方を下記のとおり募集いたしますので、お知らせします。

皆様からのご応募をお待ちしております。

敬具

記

1 内規（抜粋）

- | |
|--|
| <p>1 立候補者の資格
後援会会員であり、当選後も会員として1年以上の期間を有すること。</p> <p>2 立候補の締め切り
当該年度の11月末までに会長に立候補の意思を伝え、12月末までに書面による申し出を行うものとする。（最後の職員出勤日までに郵送必着）</p> |
|--|

2 方法

まずは立候補の意思をお知らせください。

(1) れんらくアプリ→アンケート→「令和5年度後援会長立候補」

(2) またはメールにて

必須事項：お名前、学生の現学年・クラス、簡単な動機

3 締切り

令和4年11月30日（水）

<p>(連絡先) 後援会事務局 メール kouenkai@jim.miyakonojo-nct.ac.jp</p>
--

平成30年6月2日

後援会会長候補者の選任に関する内規

1. 立候補者の資格
後援会会員であり、当選後も会員として1年以上の期間を有すること。
2. 立候補の締め切り
当該年度の11月末までに会長に立候補の意思を伝え、12月末までに書面による申し出を行うものとする。(最後の職員出勤日までに郵送必着)
3. 立候補が無い場合
会長及び副会長は会長候補を推薦する。
4. 立候補が複数の場合
第3回理事会において選挙を行う。(有権者は理事会構成メンバー)
5. 選挙管理委員の選任
選挙が実施される場合は、会長は選挙管理委員を選任する。
6. 選挙管理委員の順守事項と選挙権
選挙管理委員は、副会長の中から2名選出し、選挙を運営する。選挙管理委員は中立を順守すること。但し選挙権は有する。
7. 立候補主意書と推薦状
立候補の届け出(様式任意)の際は、主意書も同時に提出すること。
主意書は、白のA4サイズ1枚、白黒、40文字×40行以内とする。
推薦状は受け付けない。
8. 選挙の手順
 - ①主意書の郵送(第3回理事会案内に投票用紙とともに同封)
 - ②理事会での主意説明(順番はくじ引きで、15分を限度とする。)
 - ③質疑応答(回答は各5分以内)
 - ④選挙(同数を避けるため有効投票数が奇数になるようにする。)
9. 不在者投票
封書、メール等の信頼できる方法は有効とする。
10. 立候補者が当選した場合の副会長の選任
新たに副会長を選任しなければならない。この場合の副会長は、落選者も含めた現副会長も選任できることとする。
11. 委任
この内規に定めのない事項については、会長に一任する。

○都城高専 後援会会長の主な業務

- ・ 入学式、卒業式 出席（祝辞を作成し述べる）
- ・ 正副会長会、理事会、代議員会の招集、出席(議長)
- ・ 高専ロボコン全国大会観戦（都城高専が全国大会に出場の場合）
- ・ 下記①～⑪について役員、事務局、学校関係者との対面での打ち合わせ（1回～数回/月）
- ・ 下記①～⑪について役員、事務局とのLINE、電話等を利用した打ち合わせ（随時）
 - ①年間スケジュール作成
 - ②予算の策定、執行、監査
 - ③学校への事業説明会
 - ④支部活動関係（支部総会の日程調整等）
 - ⑤学科別説明会
 - ⑥文化祭、高専祭でのカレーうどんふるまい
 - ⑦寮関係（エアコンリース契約含む）
 - ⑧学生表彰、役員表彰、慶弔
 - ⑨次年度役員の選任
 - ⑩会則、内規等の変更（必要に応じて）
 - ⑪その他の事項

○都城高専 後援会会長に求められる人材

- ・ 後援会役員、会員、事務局、学校関係者と協力し、主体的に行動できる方。
- ・ 多様な価値観を認め、自分の考えと異なる提案が出た場合においても、それが後援会の目的に沿うものならば、その提案を受け入れ、その実現に向けて行動できる方。
- ・ 後援会や学校の要請があった場合、日程調整の上、来校して打ち合わせできる方が望ましい。

以上

【経緯】R4.11月まとめ

平成30年度まで、後援会会長の選任については、後援会会則の規定に「理事会において選出し、代議員会の承認を得る。」との規定があるのみで、選挙等の規定がなかった。

それまでは、会長勇退の際に、それまで副会長を務めた方（役員会のメンバー）の中から互選により候補者を選定し、その方を理事会に推薦して、代議員会でご承認いただくという流れで会長を選任していた。

しかし、平成29年度には、平成30年度会長職への立候補が複数あったことから、役員会で対応を協議し、平成29年度第3回理事会（平成30年2月開催）で選挙を実施した。

また、その選挙実施後の理事会で、「今後のこともあるので、会長選挙に関する規定を制定しておくべき。」との意見が出たことから、平成30年6月、上記の内規の制定に至った。

さらに、内規の制定にあわせて、広く会長候補者を公募すべきとのご意見が出されたので、平成30年度から後援会会員にお知らせすることとなった。

【内規の概要】

- ① 立候補者の資格規定
- ② 立候補の締め切り期間等
- ③ 立候補がない場合の取り扱い
- ④ 選挙管理委員
- ⑤ 立候補主意書等
- ⑥ 選挙の手順
- ⑦ 副会長の選任
- ⑧ 委任登録

以上